

高齢者福祉に関すること

1 交通費助成

(高齢者すこやか支援課 ☎095-829-1146)

【内容】

高齢者が交通機関を利用することにより、社会活動の参加の機会を増やし、高齢者の生きがいを高め、介護予防につなげることを目的に、年に1回、バス・電車・タクシー等の利用券のいずれかを交付

【対象者】

年度中に70歳以上の誕生日を迎えるかた

できること

対象者
本人

パートナー
(家族)

受領証

申請

不要(該当者に引換ハガキ送付)

受領

○

○
ハガキの代理人署名
欄に記載要

不要

使用

○

×

不要

2 老人福祉カード(高齢者いきいきカード) 交付

(高齢者すこやか支援課 ☎095-829-1146)

【内容】

高齢者の健康増進、教養の向上等を図ることを目的に老人福祉カードを交付し、市内の老人福祉センター・老人憩の家が利用が可能になり、また、市の一部施設の入場料の減免が受けられる

【対象者】

60歳以上のかた

即日交付

申請

○

○
対象者の身分証明
書の提示要

不要

受領

使用

○

×

不要

3 長寿祝金支給

(高齢者すこやか支援課 ☎095-829-1146)

【内容】

長寿を祝福し、敬老の意を表すことで、高齢者の福祉の増進に資することを目的に、祝金として5万円を支給

【対象者】

本市に1年以上在住する、99歳の誕生日を迎えるかた

対象者
本人

パートナー
(家族)

受領証

対象者にハガキ送付後

申請

○

○
対象者の身分証明書の提示要
振込先は対象者口座のみ

不要

受給

○

×

不要

4 配食サービス

(高齢者すこやか支援課 ☎095-829-1146)

【内容】

日常生活における食事だけでは栄養状態の改善が難しいと見込まれるかたに対し、定期的に居宅に訪問して安否確認を行うとともに、栄養バランスの取れた食事を配達 (有料)

【対象者】

介護事業の対象者及び要支援者で、単身世帯・高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する安否確認が必要なかた

申請

○

○
同一世帯なら可

不要

利用

○

○

不要

5 生活援助サービス

(高齢者すこやか支援課 ☎095-829-1146)

【内容】

身体介護以外の掃除・洗濯・調理等の家事手伝い（有料）

【対象者】

介護事業の対象者及び要支援者で、単身世帯・高齢者のみの世帯等に属し、家族の家事支援が困難な場合

対象者
本人

パートナー
(家族)

受領証

申請

○

○

同一世帯なら可
生活実態に応じて
要相談

不要

利用

○

○

不要

6 介護用品の支給

(高齢者すこやか支援課 ☎095-829-1146)

【内容】

自宅で介護している家族のかたに、紙おむつ、尿取りパッド等の介護用品を支給

【対象者】

要介護3以上のかたを自宅で介護している家族のかたで、介護を受けている本人を含む世帯全員が市民税非課税である場合

申請

—

○

同一世帯なら可
生活実態に応じて
要相談

不要

受給

—

○

不要

7 介護者慰労金支給

(高齢者すこやか支援課 ☎095-829-1146)

【内容】

寝たきりのかたを介護している家族のかたに慰労金として10万円/年を支給

【対象者】

次の3項目すべてに該当する寝たきりのかたを介護している家族のかた

- ・申請前6ヶ月間介護サービスを利用していない
- ・申請前6ヶ月に要介護4又は5と認定されたかた
- ・市民税非課税世帯のかた

対象者
本人

パートナー
(家族)

受領証

申請

—

○
同一世帯なら可
生活実態に応じて
要相談

不要

支給

—

○

不要

8 家族介護教室

(高齢者すこやか支援課 ☎095-829-1146)

【内容】

健康づくりや介護に関する教室を開催

【対象者】

在宅で高齢者介護をしている家族や今後家族の介護をする予定のあるかた

受講

—

○

不要

9 介護保険に係る各種申請

(介護保険課 ☎095-829-1163)

【内容】

- 介護保険サービスを利用する際に必要な申請
- ・介護保険被保険者証等（負担割合証・負担限度額認定証）の再交付申請
- ・介護保険負担限度額認定申請
- ・介護保険高額介護(介護予防)サービス費支給申請
- ・介護保険利用者負担額減額・免除申請
(旧措置入所者に関する認定申請)
- ・介護保険特定負担限度額認定申請
(旧措置入所者に関する認定申請)
- ・介護保険移送支援サービス利用者証交付申請
- ・介護保険移送支援サービス利用者証再交付申請
- ・介護保険移送支援サービス内容変更申請
- ・介護保険移送支援サービス利用届出
- ・介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請
- ・介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請
- ・介護保険利用者負担額減免申請
- ・社会福祉法人による利用者負担軽減対象確認申請
- ・離島居宅サービス等支援事業利用者証交付申請

【対象者】

- ・利用者

対象者
本人

パートナー
(家族)

受領証

申請

○

○

不要

障害者福祉に関すること

1 交通費助成

(障害福祉課 ☎095-829-1141)

【内容】

障害者が交通機関を利用することにより、社会活動の参加の機会を増やし、障害者の自立を図ることを目的に、バス・電車・タクシー・ガソリン等の利用券を年1回交付

【対象者】

- ・身体障害者手帳1～3級、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・身体障害者手帳4～6級所持者で、年度中に70歳以上の誕生日を迎えるかた
- ・ガソリン券については、障害者本人と同一世帯の家族または継続的に常時介助する親族も含む

できること

	対象者本人	パートナー(家族)	受領証
申請			不要(該当者に引換ハガキ送付)
受領	○	○ ハガキの代理人署名欄に記載要	不要
使用	○	× ただし、ガソリン券のみ可	不要

2 重度身体障害者住宅改修助成

(障害福祉課 ☎095-829-1141)

【内容】

在宅で介護する重度身体障害者がいる世帯に対し、対象者の自立が助長され、介護者の負担が軽減するための住宅改修へ助成金交付

【対象者】 重度身体障害者
(助成は世帯単位で、税額等の制限あり)

申請	○	○ 同一世帯なら可	不要
受領	○	○ 同一世帯なら可	不要

3 各種相談事業

(障害福祉課 ☎095-829-1141)

対象者
本人

パートナー
(家族)

受領証

【内容】

- ・障害者相談支援
- ・障害者就労支援相談
- ・身体・知的・精神障害者相談業務

相談

○

○

不要

【対象者】

障害児・者及びその家族

利用

○

○

不要

4 軽自動車税の減免

(市民税課 ☎095-829-1133)

【内容】

身体障害者等に対する軽自動車税【種別割】の減免

申請

○

○
同一生計で、対象者のために運転する軽自動車等の運転者であれば申請可

受領証
必要

【対象者】

身体障害者等（生計同一者含む）が所有する軽自動車等

子育て・教育に関すること

1 保育所入所申込

(幼児課 ☎095-829-1142)

【内容】

幼稚園・保育所・認定こども園の利用

【対象者】

教育・保育を受けるための認定を市から受けた保護者

できること

対象者
本人

パートナー
(家族)

受領証

申請

○

○

子どもを養育する保護者であれば可

受領証
必要

利用

○

○

扶養等の状況により保育料算定対象となり得る

2 母子健康手帳交付

(子育てサポート課 ☎095-829-1255)
(各総合事務所地域福祉課)

【内容】

妊娠の届出をしたかたに母子健康手帳を交付

【対象者】

妊婦

即日交付

申請

○

○

受領証
必要

受領

使用

○

—

3 イーカオ出産・子育て応援ギフト (子育てサポート課 ☎095-829-1255)

【内容】

伴走型相談支援における出生後の面談及び
出産・子育て応援給付金の給付を行う

【対象者】

令和4年4月1日以降に出生した児童の養育者
※ただし、パートナーについては、当該母と同一世帯の者とする。

面
談

対象者
本人

○

パートナー
(家族)

○

受領証

不要

申
請

○

○

不要

支
給

○

○

不要

4 妊産婦等歯科健診

(子育てサポート課 (口腔保健支援センター))
☎095-829-1436)

【内容】

妊娠中と産後1年以内に1回ずつ歯科健診を
行う

【対象者】

・妊婦 (母子健康手帳交付後) および産婦 (産後
1年以内) とパートナー
※妊産婦とパートナーは、別日に受診可能です。

受
診

○

○

不要

5 児童生徒への就学援助

(教育委員会総務課 ☎095-829-1191)

【内容】

経済的理由により就学困難な児童生徒の学用品費、給食費等必要な援助を行う

【対象者】

市内小学校又は中学校に在籍する児童生徒又は就学予定者の保護者で、市内に住所を有し、かつ次のいずれかに該当する者

- ・生活保護法に規定する要保護者
- ・生活保護法に基づく保護の停止等の措置を受け、かつ、要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める者
- ・日雇労働被保険者手帳の交付を受けている者 等

対象者
本人

パートナー
(家族)

受領証

申請

○

○

不要

支給

○

○

不要

6 特別支援教育就学奨励

(教育委員会総務課 ☎095-829-1191)

【内容】

特別支援学級に在籍し、又は通級指導教室に通学する児童生徒に学用品費等の支援を行う

【対象者】

特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者等

支給

○

○

不要

7 遠距離通学費の補助

(教育委員会総務課 ☎095-829-1191)

対象者
本人

パートナー
(家族)

受領証

【内容】

指定された学校に通学し、通学距離が一定以上の遠距離を通学する場合に通学費の補助を行う

申請

○

○

不要

【対象者】

市内の区域に住所を有し、指定された市立小中学校に通学する児童等の保護者

交付

○

○

不要

8 高校生等入学給付金

(教育委員会総務課 ☎095-829-1191)

【内容】

高等学校等への入学に伴う経済的負担を軽減するため、入学給付金を給付する

申請

○

○

不要

【対象者】

高校生等の保護者であり、市内に住所を有するもの又は市長が特別の理由があると認める事由により市外に住所を有するもの

給付

○

○

不要

7 スクール専用交通の利用申請

【内容】

学校統合が行われた後、統合先の学校へ通学する場合、その学校まで通学距離が一定以上あり、通学に利用できる公共交通機関が無い等の区域にスクール専用交通による登下校の支援を行う。

【対象者】

令和4年度以降に廃止された市立小中学校の通学区域内に居住し、指定校の位置が変更になったことで遠距離通学等をする児童又は生徒の保護者

対象者
本人

パートナー
(家族)

受領証

申請

○

○

不要

決定

○

○

8 各種講座等

【内容】

- ・公民館等の講座（各公民館等）
- ・両親学級、育児学級、離乳食・幼児食教室
(各総合事務所地域福祉課)
- ・親子環境教室（環境政策課 ☎095-829-1156）
- ・体験教室、コンサート等（文化振興課 ☎095-842-3782）

【対象者】

親子、夫婦等

受講

○

○

不要

被爆者援護に関すること

1 原子爆弾被爆者養護ホームの入所申請 (援護課 ☎095-829-1149)

【内容】

長崎原爆被爆者（一般・特別）養護ホームへの入所申請

【対象者】

被爆者を現に養護するかた

できること

対象者
本人

パートナー
(家族)

受領証

申請

○

○
被爆者を養護して
いるかたであれば可

不要

利用

○

—

不要

2 原爆死没者名簿への登載申請 (調査課 ☎095-829-1147)

【内容】

亡くなった被爆者の氏名を原爆死没者名簿へ登載する

【対象者】

被爆者の遺族、縁故者

申請

—

○
被爆者の遺族・縁故
者であれば可

不要

暮らしと環境に関すること

1 市営住宅入居

(建築総務課 ☎095-829-1185)

【内容】

市営住宅への入居

【対象者】

次のすべてを満たすかた

- ・同居親族があること
- ・収入基準を満たしていること
- ・現に住宅に困窮していること
- ・市町村税等に滞納がないこと 等

できること

対象者
本人

パートナー
(家族)

受領証

申請

○

○

受領証
必要

入居

○

○

2 犯罪被害者等への見舞金、助成金の給付

(自治振興課 ☎095-829-1134)

【内容】

遺族見舞金、転居費用助成金、家賃助成金を給付する

【対象者】

故意の犯罪により亡くなったかたの配偶者やパートナー等の遺族

申請

—

○

受領証
必要

給付

—

○